

Club Les Frères クラブレ・フレール個人会員規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は「クラブレ・フレール」(英文表記 **Club Les Frères**) (以下 CLF) と称します

第2条 目的

CLF は Les Frères と会員、また会員相互の交流・親睦と、Les Frères の活動を応援する事を目的とします

第3条 構成

CLF はアーティスト本人ならびに Les Frères を心から応援して下さる方々、Les Frères の音楽活動の充実を願う方々で構成されるものとします

第4条 事務局 (特定商取引法に基づく表示)

クラブレ・フレール事務局 事務局長 伊藤和則
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-9-1 第2 タケビル 6F

第5条 会計

本会会計は会員より納められた入会金並びに年会費、及び協賛収入等をもってこれに充てます。入会金、年会費は原則として返還しません

第2章 会員規約

第6条 会員規約について

- 1、クラブレ・フレール個人会員規約 (以下本規約) では、CLF が提供するサービスを規定し、その他 CLF が別途定める利用規約も会員規約を構成する一部とみなします
- 2、本規約制定前に入会した会員について、本規約の内容に異議がある場合、CLF にその旨文書で通知することによって退会することができます
- 3、CLF は本規約を予告なく改訂することがあります。改訂された本規約については CLF メンバーズサイト ([http:// clublesfreres.net](http://clublesfreres.net)) から告知されるものとし、閲覧可能となった時点から効力を有するものとします

第3章 会員サービス利用について

第7条 会員サービス利用契約について

- 1、サービスの利用希望者は以下の条件をすべて満たすものとします
 - (1) 第3条の目的以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと
 - (2) 本規約の内容および入会案内に同意すること
 - (3) 法人ではなく個人であること
 - (4) 商業利用ではないこと
 - (5) 日本国内に在住し、国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つこと
 - (6) 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと
 - (7) すでに会員登録をしていないこと。または同一個人で複数の会員登録をしていないこと
 - (8) 会員サービスによって入手した、または入手しようとする一切を第三者に転売しないこと、あるいは転売しようとしたことがないこと
 - (9) 過去に強制的に CLF を退会させられたことが無いこと
 - (10) インターネット通信環境がない場合、一部情報が受け取れないこと、情報伝達の遅延、サービスの一部が受けられない場合があることに同意すること
 - (11) CLF が必要と判断した場合には、CLF の求めに応じ、身分証明書またはその写しを CLF に提示ができること
 - (12) 暴力団または類似組織の組員、構成員でないこと
- 2、サービスの利用希望者が本規約に同意し、CLF の指定する手続きに基づき必要書類を送付した際に利用の申込みがあったとみなします
- 3、CLF は利用希望者からの入会金・年会費の納付を確認した後、郵送にて利用希望者に通知することにより、入会申込みを承諾したものとみなし、この通知をもってサービスの利用契約の成立とみなします
- 4、サービスの利用申込みの際、CLF の判断により入会を認めない場合があります。その場合、拒絶理由の通知は行いません

第8条 会員資格

- 1、サービス利用希望者は入会する際に入会金として ¥1,000 (消費税込)、初年度年会費 ¥3,000 (消費税込) を郵便振替用紙で入金し、入金確認後 CLF が入会を認めた場合、会員資格を有することができます
- 2、会員資格は CLF が会員登録を行い、会員証を発行した日から1年とし、その有効期限は CLF から送付する案内または電子メールにて通知します
- 3、会員を継続する場合、有効期限日までに次年度年会費を納入し、CLF からの継続承認を必要とします。有効期限から2ヶ月を経過すると会員資格を喪失し、再入会手続きが必要となり、会員番号は新しく付与されるものとします。

第9条 会員がうけられるサービス

- 1、CLF は会員に対して CLF 会員証を発行します
 - (1) 会員証は初回郵送時の破損事故を除き、原則再発行はいたしません。破損した場合は速やかに CLF へ連絡してください
 - (2) 会員証を再発行する場合、会員は所定の再発行手数料を CLF は別途請求します
 - (3) 公演などの会場で CLF または CLF の委託者が会員に対し、会員証および身分証明書の提示を求めることがあります。公演会場などへは会員証と身分証明書を必ず携帯してください。また会員証および身分証明書の提示を求められた会員はこれに応じるものとし、応じない場合、または不携帯の場合、会員特典は受けられません
 - (4) 会員証は他人への転売・貸与・譲渡はできません
- 2、会員は CLF が定めるサービスを利用することができます。ただし、事情または不可抗力等により事前の通知なくサービス内容を変更する場合があります

第10条 会員資格の喪失

- 1、会員が退会を申し出た場合
会員が CLF からの退会を希望する場合、有効期限満了後または退会手続き完了後の会報送付を停止し、会員の権利・地位を失います。ただし、会員が本規

約第10条2項により強制的に退会させられた場合はこの限りでなく、強制退会処分を以て会員の権利・地位を即時に失い、以降一切の役務の提供を受けることはできません。また、CLFは、退会した会員の個人情報や会員コンテンツの一切のデータ等会員に関係する一切の情報を引き続き保有する義務はないものとします。なお、会員が死亡した時点で会員は本サービスを退会したものとし、生存中会員が有していたCLFに対する権利および義務は当該会員に一身専属に帰属し、相続されないものとします

2、強制的な会員資格の抹消

以下の項目に該当する場合、会員は催告なく、即時に会員の地位や一切の権利・債権を失うものとします。強制退会処分の時点で購入申込みもしくは既に代金の支払われているチケットがあった場合、そのチケットでの入場の権利が無効となる場合があり、その際には支払われた代金が返金されます

- (1) 入会後に第7条1項の項目の条件を満たさなくなった場合
- (2) CLF チケット販売規約に違反する行為
- (3) 営利活動およびこれに準ずる行為
- (4) 「Les Frères」および「出演者」の著作・会報・オリジナル商品の無断複製、転載および再配布する行為
- (5) 「Les Frères」および「出演者」、「CLF」の会員およびCLFの財産・名誉・信用・プライバシー等の権利を侵害する行為
- (6) 「Les Frères」および「出演者」の関連企業に連絡や面会を強要する行為
- (7) CLFから会員へ告知するすべての媒体上の情報を他のあらゆる媒体に転載することや、会員以外の第三者に漏洩すること
- (8) 他の会員または第三者を誹謗・中傷し、当事者の名誉を損傷する可能性がある場合
- (9) 会員が掲示した情報、また事実確認のされていない情報によりCLF、または第三者に不利益・問題が発生した場合
- (10) その他CLFの運営、会員及び公演事務局関連企業に支障をきたす行為
- (11) Les Frères Official Web Site のリンク先のサイトでの個人情報の取扱いに関する一切
- (12) 反社会的行為および犯罪的行為につながると判断された場合
- (13) その他CLFが不適切だと判断し、禁止する行為

3、会員が資格を喪失した場合、理由の如何を問わず支払い済みの入会金および年会費の返還はいたしません。また退会処分とされた会員は、損害賠償請求に関する一切の権利行使はできません

第11条 免責事項

- 1、「Les Frères」および「Les Frères コンサート出演者」はCLFのサービスに関し、いかなる責任も負わないものとします
- 2、CLFは天災地変・法令・行政指導・監督官庁の指導・事故・不可抗力等により中止・延期となり予告なくサービスを提供することができない場合、サービス提供に関する責任が免除されます
- 3、CLFは下記に起因する会員の損害について一切の責を負いません
 - (1) サービスの利用を通じて得た情報、資料等による損害
 - (2) 提供した情報、資料、事実の信頼性および正確性など内容に関すること
 - (3) 郵便局による振替手続きの不備や事故
 - (4) 公演日が指定されたチケットなどの郵便物を不在等の理由で不受理となった場合
 - (5) 申込期限のある通知を確認しないまま期限を過ぎた場合
 - (6) 会員のコンピューターネットワーク環境による不具合
- 4、会員に送られるすべての通知およびその他の文書は、登録された住所あてに郵送されるものとします。料金前払郵便による通知はそれが投函された日の翌々日に送達されたものとみなします。なお、CLFがその送達を証明するには、通知を送付した封筒が届出住所地に正しく宛名され、投函されたことを証明すれば免責されるものとします

第4章 個人情報の取り扱いについて

第12条 個人情報の取り扱いについて

- 1、個人情報は、CLFが別途定めるプライバシーポリシーに則り、適正に取り扱うこととします
- 2、CLFが入会時及び番組協力など会員向けサービスやイベントへの参加申込みをうける際に収集した会員の個人情報は、情報管理及び申込み情報処理のみを目的とします
- 3、会員の同意なく、機密保持契約を結んだ協力企業以外に会員の個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります
 - (1) 法令に基づいて、開示が必要であるとCLFが合理的に判断した場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合
 - (5) 合併その他の事由によりサービスの主体が変更され、サービスの継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合
- 4、CLFは業務遂行の範囲内でメンバー情報と第三者のデータを照合することがあります
- 5、会員が自己の個人情報を確認する場合に、会員本人であることの確認を求めることがあります

第5章 その他

第13条 著作権

- 1、別段の定めのない限り、CLFを通じて提供する情報に関する著作権、その他知的財産権は、CLFまたは当該先に帰属するものとします
- 2、CLF会員はCLFを通じて提供される全ての画像・イラスト・キャラクター・ロゴマーク・コメント・その他情報の権利所持者（以下「権」の許諾を得ずに、著作権法で認められる利用者個人の私的複製など、著作権による制約を受けない範囲を超えて使用をする事は出来ないものとします
- 3、CLF会員が本条の規定に違反して行った行為で権利者あるいは第三者との間で問題が生じた場合、会員は自己の責任と費用においてその問題を解決するとともに、CLF事務局に一切の迷惑または損害を与えないものとします

第14条 紛争の解決

- 1、CLF運営に関して、本規約またはCLFの指導により解決できない問題が生じた場合にはCLFと会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- 2、CLF規約に関して紛争が生じた場合、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします

附則1 本規約は平成17年8月1日から、これを実施します

附則2 本規約は平成22年6月1日に改訂し、これを実施します